

平成 24 年（2012 年）10 月 16 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係  
Tel728-2111

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
全国紛争処理支援 センター	東京都江東区木場4丁目-3番地 木場スクエア 2F	03-3786-7201

### 1 市民からの相談件数（平成 24 年 10 月 12 日現在）

相談件数	相 談 受 付 時 期
1 件	平成 24 年 10 月 4 日

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
70 代 男性	訪問販売の契約について未納料もしくは契約不履行があり契約先から管轄裁判所に提訴されたという通知書が届いた。当該業者は訴訟内容について訪問販売各社と契約者の内容の正当性を確認する機関と称している。故意に放置すると相手方の言い分通りの判決になり、執行官立会いのもと給料や財産の差押えになるから十分注意するようにと書いてある。個人情報が悪用されている場合もあるので、早急に連絡するようにと書いてある。全く身に覚えが無いが放置しても問題は無いかな。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求はがきの写し

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話はTel 7 2 8 - 2 1 2 1**です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

内容確認通知書

平成24年

( ) 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売業者に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。  
又、点検商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。  
尚、故意に放置しておく、相手方の言い分とおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※ 最近、個人情報が悪用される手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

受付時間 9:30~17:00 (土・日・祭日を除く)

(相談窓口)

03-3786-7201

〒135-0042 東京都江東区本場 4丁目-3番地 本場スクエア2F

全国紛争処理支援センター